

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名: 株式会社ソニック
法人番号: 4013101001861
住所: 東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎東松原10番地22
- 指名停止措置期間: 令和5年5月23日から令和5年6月5日まで(2週間)
- 指名停止措置の範囲: 近畿地方測量部管内
- 事実概要:

近畿地方整備局 和歌山港湾事務所が(株)東組と契約した「潮岬沖波浪観測装置設置工事」において、三次下請けである千尋海洋技術(株)に所属する作業員(潜水士)が、波浪観測装置用の海底ケーブルを防護(サドルバンドにより固定)する作業中、減圧症により意識を失い溺死する事故が発生した。

この事故により千尋海洋技術(株)は、新宮労働基準監督署から労働安全衛生法違反(119条1号、22条2号、122条)により和歌山地方検察庁に書類送検され、また元請けである(株)東組には労働安全衛生法上に基づく必要な指導を行っていなかったとして新宮労働基準監督署より是正勧告措置を受けた。

5. 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者である株式会社ソニックが安全管理措置の不適切により工事関係者事故を起こしたことは、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1>

| 措置要領 | 期間 |
|---|----------------------|
| 1~7 略 | 略 |
| (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 | 当該認定をした日から2週間以上2カ月以内 |

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 大橋 秀己 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 野本 英樹 電話 029-864-6870 (直通)